

福島県買取型福島再生賃貸住宅整備事業(大熊町下野上地区[大野南住宅エリア、原住宅エリア共])

募集要領等に関する質問への回答

| No | 区分 | ページ | 事項 | 質問 | 回答 |
|----|---------|----------------------------------|--|--|---|
| 1 | 募集要領 | 原住宅エリア P5 | 第2 募集の内容 4 住宅等の基本条件 (3)屋外付帯施設等 ⑤広場・外構 | 広場には子供たちが遊ぶ為の遊具や休憩するベンチを計画しても問題ないでしょうか。 | 問題ありません。 (大野南住宅エリアも同様) |
| 2 | 募集要領 | 原住宅エリア P7 | 第2 募集の内容 6 住宅等の建設費 (1)住戸の建設費 | 地盤改良の種類についての指定はございますでしょうか。 | 指定はありません。 (大野南住宅エリアも同様) |
| 3 | 募集要領 | 原住宅エリア P7 | 第3 提案内容 2 提案の項目 (1)住宅等の供給体制に関する事 | (様式3-3-1)のご提案枚数はA4番1枚のみでしょうか。複数枚のご提案となってもよろしいでしょうか。 | A列4番1枚としてください。 (大野南住宅エリアも同様) |
| 4 | 募集要領 | 原住宅エリア P7 | 第3 提案内容 2 提案の項目 (2)住まい・まちづくりに関する事 | (様式3-3-2)のご提案枚数はA3番1枚のみでしょうか。提案内容からするとA3番1枚での表現が難しいように思います。複数枚のご提案となってもよろしいでしょうか。 | A列3番1枚としてください。 (大野南住宅エリアも同様) |
| 5 | 募集要領 | 大野南住宅エリア P16 原住宅エリア P16 | 【別表1】 住棟計画②日照の確保 | 「4時間以上の日照を確保」とありますが、測定高さについて条件はありますか。 | 1階は平均地盤面から1.5mの高さ、2階は床高から0.9mの高さとします。 |
| 6 | 募集要領 | 大野南住宅エリア P16 原住宅エリア P16 | 【別表1】 住棟計画④その他 | 蓄電池ユニットの「相当」とはどのくらいの許容値となりますか？プラスマイナス10%程度と考えてよろしいでしょうか。 | よいです。 |
| 7 | 募集要領 | 大野南住宅エリア P17 原住宅エリア P17 | 【別表1】 集会所④駐車場 | EVステーションの電気容量について、50KW超の場合、高圧受電になる可能性があります。高圧受電を回避した電気容量での提案は可能でしょうか。 | 可能です。なお、今回の電力供給は地域電力会社「大熊るるん電気」からなされ、同社は高圧で送電し、団地内において高圧で受電し、変圧器等を設け低圧にします。 |
| 8 | 募集要領 | 大野南住宅エリア P17 原住宅エリア P17 | 同上 | EVステーションに課金機能は必要でしょうか。 | 必要です。 |
| 9 | 募集要領 | 原住宅エリア P23 | 【別表3】標準仕様 (i)建築(住宅部分) 2 玄関 (1)玄関ドアの性能 | ドアスコップを備えたものが標準とされていますが、カメラ付きインターホンを採用した場合、ドアスコップは無くてもよろしいでしょうか。 | よいです。 (大野南住宅エリアも同様) |
| 10 | 募集要領 | 原住宅エリア P24 | 【別表3】標準仕様 (i)建築(住宅部分) 7 脱衣室 | 洗面ユニットの幅600mmが標準ですが、それよりも大きくしても問題ないでしょうか。 | 問題ありませんが、脱衣スペースが狭くならないよう提案願います。 |
| 11 | 募集要領 | 大野南住宅エリア P29 原住宅エリア P28 | 【別表3】標準仕様 (ii)建築 3外構 | 「玄関までのアプローチはコンクリート舗装を標準とする」とありますが、景観を考慮したコンクリート平板やコンクリート二次製品での提案は可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 12 | 募集要領 | 大野南住宅エリア P29 | 【別表3】標準仕様 (ii)建築 3外構 | 「敷地内に門柱灯を設置する」とありますが、建物側に表札や屋外灯をつける場合、別途敷地内に設ける必要はありますか。 | 建物側に屋外灯を設置いただいた場合には必須とはしませんが、安心安全の観点から、アプローチ等に照明を設置するなどを提案いただくことは可能とします (原住宅エリアも同様。) |
| 13 | 募集要領 | 大野南住宅エリア P36 原住宅エリア P33 | 【別表3】標準仕様 (iv)機械設備 4凍結防止 | 凍結防止対策の配慮は給湯機器の寒冷地対応機器の選定及び湯水の水抜栓のみと考えてよろしいでしょうか。 | よいです。 |
| 14 | 募集要領 | 大野南住宅エリア P39-40 原住宅エリア P36-37 | 参考資料 住宅設備の標準整備範囲 | 電磁調理器は入居者準備と考えて良いか。 | そのとおりです。 |
| 15 | 募集要領 | 大野南住宅エリア P42 原住宅エリア P39 | 【別表5】 住宅棟の建設費 | 各種負担金(給水装置負担金、下水道受益者負担金等)は別途として考えてよろしいでしょうか。 | 「給水装置負担金」については町が権利を有しているため不要で、「下水道受益者負担金」についても、町は徴収しておりませんので不要です。 |
| 16 | 提案書 全般 | | | 提案書の電子ファイル提出は、ワードではなくパワーポイント形式での提出でもよいでしょうか？ | よいです。 |
| 17 | 事業者評価基準 | P4 | 3 第2段階評価 (表-2) 3 地元業者の参画 | 昭和62年から平成23年3月まで大熊町において営業していた今回施工事業者として参加予定の工務店について。 東日本大震災によりいわき市に避難して工務店を継続し、平成30年避難先のいわき市に本店を置いて「株式会社」の工務店を設立し現在まで営業を継続している。代表取締役となった本人は引き続き大熊町民として住民票の震災前から変わっていない。 現在は、以前の居住地に作業場などを整備しながら工務店の所在地を大熊町に移す準備を進めている。 この場合地元業者の参画として加点の対象になるのか、また何らかの補足資料は必要ですか。 | 登記簿上、本店が大熊町にあれば加点の対象となります。 なお、加点の対象となるのは、事業者評価基準の3で示したとおり、大熊町に本店を置く事業者である単独事業者、グループの代表事業者、グループの構成員が参加する場合です。 |